

豊中市要配慮者支援対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 災害時に自力避難が困難で特に配慮を要する避難行動要支援者への支援事業である防災・福祉ささえあいづくり推進事業の推進や、福祉避難所の指定、運営等に関する検討及びその他災害時における防災と福祉に関する取組みの推進を目的として、関係機関が連携した一体的な議論を展開し、総合調整を行う「豊中市要配慮者支援対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 防災・福祉ささえあいづくり推進事業の推進に関すること。
- (2) 災害時個別避難計画の推進に関すること。
- (3) 福祉避難所の検討に関すること。
- (4) その他要配慮者の避難支援対策に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、危機管理課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域共生課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、検討会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(部会)

第6条 検討会議は、第2条の所掌事項ごとに具体的事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議事項に応じて別表1に掲げる者が指名する職員で構成し、協議事項の主担となる課の職員が部会長となる。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、危機管理課とする。

2 部会の事務局は、協議事項の主担となる課とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月25日から実施する。

別表 1

委員長	危機管理課長
副委員長	地域共生課長
委員	福祉事務所長
	障害福祉課長
	長寿社会政策課長
	長寿安心課長